

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（06-4393-6330）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	総合共同防災管理の指導
関連する 他局の名称	なし
概 要	<p>地下街等にあつては、管理権原が数百、あるいはそれ以上に分かれる場合があり、防災管理を推進するうえで、困難が生じます。このため、消防法施行令（以下「令」という。）第4条の2の4第3号に規定する地下街相互又は地階が令第4条の2の4第3号に規定する地下街に直接面している防災管理対象物等では、災害時の相互の連携を保持するために、各管理権原者が総合共同防災管理を行わなければなりません。</p> <p>それぞれの対象物の管理権原者で構成される総合共同防災管理権原者協議会を設置し、共同防災管理対象物における協議事項に準じた形で総合共同防災管理協議事項を定め運用するものです。</p> <p>総合共同防災管理を行う必要があると認める防災管理対象物の管理権原者に対し、総合共同防災管理に関する必要な事項について協議するよう指導しています。</p>
根拠となる要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市防火・防災管理指導規程（平成18年3月14日消防長達第2号）第17条の2</li> <li>・大阪市防火・防災管理指導要綱（平成18年3月14日消防長訓（予）第5号）第30条の2、第31条の2</li> </ul>
行政指導指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市防火・防災管理指導規程第17条の2 署長は、総合共同防災管理を行う必要があると認める防災管理対象物の管理権原者に対し、総合共同防災管理に関する必要な事項について協議するよう指導するものとする。</li> <li>・大阪市防火・防災管理指導要綱第30条の2 総合共同防災管理を行う必要がある防災管理対象物は、次に掲げるものとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令第4条の2の4第3号に規定する地下街相互</li> <li>(2) 地階が令第4条の2の4第3号に規定する地下街に直接面している防災管理対象物及び当該地下街相互</li> <li>(3) 地階が地下道等により他の防災管理対象物の地階と結ばれているもののうち、地階相互間での人の往来が経常的で、令第45条に規定する災害発生時における避難誘導及び応援協力に関して協議が必要と認められる防災管理対象物相互</li> </ol> </li> <li>・大阪市防火・防災管理指導要綱第31条の2 総合共同防災管理に関する必要な事項は、次に掲げる事項とする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総合共同防災管理対象物を構成する各防災管理対象物の管理権原者により組織する総合共同防災管理権原者協議会の設置及び運用に関すること</li> <li>(2) 総合共同防災管理権原者協議会の代表者の選任に関すること</li> <li>(3) 地下道等の取り合い箇所防火シャッターの開閉及びその案内並びに避難誘導に関すること</li> <li>(4) 災害発生時の各防災管理対象物相互の避難誘導の応援協力に関すること</li> <li>(5) その他総合共同防災管理上必要な事項</li> </ol> </li> <li>2 総合共同防災管理協議事項にあつては、前条に規定する総合共同防火管理協議事項との整合性を図り、両者の一体的な運用を確保するよう指導するものとする。</li> </ul>
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備 考	